

新型コロナウイルス感染症の療養解除基準について

国の方針により新型コロナウイルス感染（有症状）にかかる療養期間が短縮されました。

しかしながら、当院は重症化リスクのある方が多く来院される医療機関でもあるため、患者さん及び職員の感染防止対策の観点から療養期間の見直しは行わず、発症日（0日）から10日かつ症状軽快から72時間の経過をもって療養解除基準とさせていただきます。

新型コロナウイルス感染発症日から10日までの方は来院・定期受診をお控え頂きますようお願いいたします。

（体調が悪い方は前もって連絡のうえ受診をお願いいたします）

ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。